

## 第6回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成28年8月8日(木) 午後2時00分～午後2時40分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(13人)  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、  
7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、  
12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好一、  
【推進委員】(5人)  
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、5番 篠田 博、7番 福井正一  
(事務局 宮地、山本)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 6番 山中 譲、  
【推進委員】(2人) 4番 宮川建作、6番 尾崎澄夫、
5. 議事日程  
(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名  
(2) 議案第1号 農地法第3条許可申請(1件)  
(3) 議案第2号 農地法第5条許可申請(1件)  
(4) 議案第3号 非農地証明願について(3件)

### ◆その他の討議・報告事項について

議 長 只今より第6回農業委員会8月定例会を開催したいと思います。

本日の欠席委員は農業委員の山中 譲委員の1名ですので本日の会は成立いたします。

本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は堀野裕一委員と福留康弘委員の両名にお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号農地法第3条許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号の農地法第3条許可申請について説明を致します。議案書の1ページをご覧ください。譲り渡し人及び譲受人は議案書記載のとおりです。

申請地は黒潮町拳ノ川字ランヂ664番2、畑、338㎡です。理由として譲渡人の要望であり県外に住んでいて、高齢であり耕作出来ないので地元の方に農地を譲りたいということです。3ページから6ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し5ページの現況写真で説明した)

6ページの農地法第3条調査書を説明しますので6ページを開けていただけますか。この調書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと3条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本

人と父母です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間300日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える37aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですが野菜を栽培するので、周辺農地には特に影響はないと考えます。尚、現在耕作されていない農地ですので耕作放棄地の解消になると判断します。農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。  
小谷委員 所有者の方が県外在住で高齢でこれからも耕作することが出来ない農地です。〇〇〇〇さんは農業をしていますので農地取得後も耕作して頂ける方ですので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思います  
これについて何かございませんか。

(異議なし)

議 長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 議案第1号農地法第3条申請の1番は承認されました。  
続まして議案第2号の農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の農地法第5条許可申請を説明しますので、再度1ページをご覧下さい。番号1の譲渡人及び譲受人の住所と氏名は議案書記載のとおりです。申請理由は申請地近くの妻の実家に同居していますが、子どもが生まれたので、独立した住宅を新築したいということです。申請地は2筆あります。①黒潮町浮鞭字西尾屋敷1809番、畑、142㎡と②同所、同字、1809番4、畑、221㎡の2筆で合計363㎡です。

7ページから15ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し14、15ページの現況写真で説明した)事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の調査説明をお願いします。  
伊芸委員 申請地の周辺は住宅地であり周辺に農地もないので住宅を建築しても問題ないと思います。

議 長 担当委員の調査説明が終わりましたが、この件について質問、意見はありませんか。  
(質問・意見なし)

議 長 意見がないようですので、議案第2号の農地法第5条許可申請の1番について承認される方の挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 議案第2号の農地法第5条許可申請の1番については承認されました。  
続いて議案第3号の非農地証明願について2件ありますので、1番から順に事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号の非農地証明願を説明しますので、2ページの方をご覧下さい。

2件ありますが1番から説明します。願出人は議案書記載のとおりです。願いで地は28筆あります。①黒潮町市野々川字クイノヲ 749 番、畑、105 m<sup>2</sup>、②同所、同字、750 番、畑、561 m<sup>2</sup>、③同所、同字、751 番、田、314 m<sup>2</sup>、④同所、同字、752 番、畑、72 m<sup>2</sup>、⑤同所、同字、753 番、田、601 m<sup>2</sup>、⑥同所、同字、754 番、畑、290 m<sup>2</sup>、⑦同所、同字、755 番、畑、59 m<sup>2</sup>、⑧同所、字ヲクギタ 756 番、畑、19 m<sup>2</sup>、⑨同所、同字、757 番、田、1,355 m<sup>2</sup>、⑩同所、同字、758 番、26 m<sup>2</sup>、⑪同所、同字、759 番、214 m<sup>2</sup>、⑫同所、同字、760 番 1、畑、128 m<sup>2</sup>、⑬同所、同字、760 番 2、畑、128 m<sup>2</sup>、⑭同所、同字、761 番、畑、152 m<sup>2</sup>、⑮同所、字ヂイガ谷 763 番、畑、99 m<sup>2</sup>、⑯同所、同字、764 番、畑、1,011 m<sup>2</sup>、⑰同所、同字、765 番、畑、128 m<sup>2</sup>、⑱同所、同字、766 番、畑、257 m<sup>2</sup>、⑲同所、字ヲモギレ 768 番、田、839 m<sup>2</sup>、⑳同所、同字、769 番 2、畑、52 m<sup>2</sup>、21、同所、同字、770 番、畑、152 m<sup>2</sup>、22、同所、同字、771 番 1、畑、406 m<sup>2</sup>、23、同所、同字、771 番 3、畑、49 m<sup>2</sup>、24、同所、同字、772 番、畑、366 m<sup>2</sup>、25、同所、同字、773 番 1、畑、115 m<sup>2</sup>、26、同所、同字、773 番 2、田、238 m<sup>2</sup>、27、同所、同字、774 番、畑、59 m<sup>2</sup>、28、同所、字クイノ 775 番、畑、115 m<sup>2</sup>の田、5筆、3,347 m<sup>2</sup>、畑、23筆、4,560 m<sup>2</sup>の計 28筆で合計面積 7,907 m<sup>2</sup>です。

願出理由は耕作不便地であったことから、約 40 年前より、耕作を放棄して植林をして現在に至っているということです。

16 ページから 30 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 26～30 ページの現況写真で説明した)

現地は地積測量も済んでいますので、町の方でいずれは山林に地目変更されるのですが、申請人である共有の 2 人の間で元気な内に土地を分けるために提出された案件です。現地確認のため申請人に案内をしていただいたのですが、草木が繁茂して路面は舗装もなく、だらだらと上り坂を軽トラでなくては入れない現地でしたが、資料の現況写真を見ていただければ分かるように、杉の木林となっており農地には復元することが困難と判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当委員の説明をお願いします。

藤田委員 先日、事務局と現地確認しましたが、現況は事務局の説明のとおりかなり杉林となっていますので、農地しての耕作は難しいので非農地として認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 議案第 3 号の非農地証明願の 1 番について承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第 3 号の非農地証明願の 1 番は承認されました。

続いて 2 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。願出人は議案書記載のとおりです。願出地は、黒潮町出口字赤ハゲ 560 番、畑、95 m<sup>2</sup>です。

願出理由は、隣接地である 561 番の土地と一体化し、昭和 60 年代から耕作を放棄し、現在に至ると言う事です。

31 ページから 37 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下

さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 36、37 ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現在は〇〇建設の資材置場となっており、  
すので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

福井委員 先日、吉尾会長と現地を見てきましたが事務局の言うように資材置場となっている  
土地ですので農地として耕作はできないと思いますので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第 3 号の非農地証明願 2 番は挙手全員により承認されました。

つづきまして、その他の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 次回の定例会は 9 月 7 日 (水) 予定していますのでよろしくをお願いします。

議 長 次回の定例会は 9 月 7 日 (水) ということとします。

本日は長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会とします。

(午後 2 時 40 分終了)

議事録署名人 (署名・捺印)

議長

委員

委員